

905-8540  
沖縄県名護市港 1-1-1  
名護市役所 市長室

2018年1月31日

米国国防総省  
ジェームス N. マティス国防長官

在日米軍・第5空軍司令官  
ジェリー P. マルティネス中将

在日米軍沖縄地域調整官・第三海兵遠征軍司令官  
ローレンス ニコルソン中将

#### 辺野古・大浦湾における視察調査の許可の要請

マティス国防長官、マルティネス中将、ニコルソン中将

私は名護市を代表して、沖縄県名護市辺野古・大浦湾における普天間飛行場代替施設の建設による環境への影響について、名護市が判断評価できるように、米国国防総省の協力を要請します。この要請は、2017年8月に出された米国の控訴裁判所でのジュゴン訴訟の判決を踏まえて行うものです。

2014年7月に工事が着工されて以来、埋立て工事はまだ1パーセント以下しか進んでおらず、基地建設の完成には程遠い状況ですが、様々な深刻な環境への変化が報告されています。

特に名護市と米国国防総省双方にとって深く懸念すべき状況があります。沖縄防衛局の報告によると、2015年1月以降、それまではジュゴンが確認されていた大浦湾で、ジュゴンが確認されていません。また、2015年6月以降、それまで大浦湾を含む沖縄本島北部の沿岸部で確認されていたジュゴン個体 C が確認されていません。防衛局は、大浦湾においてジュゴンを確認できず、またジュゴン個体 C はどこにおいても確認できていないのです。

この状況は、沖縄防衛局の「環境アセス(2012)」および国防総省の(\*ジュゴン訴訟において提出された)「報告書(2014)」で示された「悪影響なし」の予測と矛盾するものとなっています。しかしこの状況は、多くの専門家や名護市を含む組織/機関が、環境アセスへのコメントや裁判証言のなかで、予測してきたことでもあります。

一方、2017年8月には、米国第9巡回控訴裁判所がサンフランシスコ連邦地裁のジュゴン訴訟の判断を覆し、地裁へと差し戻しを命令し、現在、連邦地裁で裁判が進行しています。

国防総省は、米国国家歴史保存法 402 項のもと、普天間代替施設建設のジュゴンへの影響を「考慮する」ために、専門家、組織や機関、及び利害関係者と協議を行うものと私は理解しています。そして、基地は名護市で建設されているので、利害関

係者である名護市との協議が行われるものと私は理解しています。

名護市としては、国防総省による協議がこれまで行われなかったことを踏まえ、この協議の機会を歓迎いたします。名護市としては、ジュゴンに関する名護市独自の情報、評価、そして勧告助言を、国防総省に提供したいと考えています。

しかしそのためには、基地建設工事の現在の状況及び工事によるジュゴンや、辺野古・大浦湾という生息地への影響を、名護市として把握し、評価することが必要です。

よって名護市は、利害関係者として、国防総省に対して以下のことを要請いたします。

1) 国防総省は、名護市による建設現場の視察を許可すること、特に以下の 2 カ所における視察を許可すること。

a. 辺野古崎の大浦湾側： 2014 年 4 月から 7 月の防衛局の調査で 70 本以上のジュゴンの食跡が確認された海草藻場があり、現在は K-9 護岸の工事が行われている。

b. 辺野古崎の辺野古側：沖縄において最大の海草藻場があり、現在では K-1、N-5、N-4 護岸の工事が行われている。

2. 国防総省は、国防総省がこれまで集積したジュゴンや、ジュゴンに関連する環境や文化についての情報を市に提供すること。

返信をお待ちしています。

宜しくお願い致します。

名護市長  
稲嶺進

cc: ジョン M. フォウラー事務局長  
米国国家歴史保存諮問委員会 (ACHP)

ピーター O. トーマス事務局長  
米国海洋哺乳類委員会 (MMC)